

「きたもと縄文みやげ」開発アイデアコンテスト

実施要領

1 目的

北本市内には、国指定史跡「デーノタメ遺跡」をはじめとして縄文時代の遺跡が多数存在し、古くからこの地域は住みやすかったことを物語っています。そこで、デーノタメ遺跡の国指定史跡決定に合わせ、「縄文文化都市きたもと」をPRできる「きたもと縄文みやげ」の開発アイデアを募集し、「きたもと縄文みやげ」を契機とした市の知名度向上及び地域経済の活性化を図ります。

2 主催

北本市特産品推進委員会

3 募集期間

令和6年12月1日（日）～12月31日（火）

4 募集部門

- (1) グルメの部（食品部門）
- (2) グッズの部（工芸品部門）

5 応募資格

個人・団体・企業、市内・市外を問わず、応募可能

6 出品条件

出品作品は、次のすべての条件に該当するものとします。

- (1) 北本の縄文時代にちなんでいること。
- (2) 応募者のオリジナル作品であること（既存商品も可）。
- (3) 第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、出品者の責任において必要な許可を得ていること。
- (4) 二次審査に参加でき、その場で作品を提示できること。
グルメの部の場合、二次審査で試食（12人分相当）を提供できること。
- (5) 商品化のための、商品名や内容の一部改変（レシピ、ネーミングの変更等）に同意できること。
- (6) 商品化の権利（著作権、使用权、商標権等）を北本市特産品推進委員会に帰属できること。
（既存商品の場合は別途調整）

7 想定している商品イメージ

- ・北本の縄文時代（デーノタメ遺跡を含む）にちなんだ商品であること
- ・「縄文文化都市きたもと」をPRできる商品であること
- ・市外、県外等に、「きたもと縄文みやげ」として持っていきたくなる商品であること

※デーノタメ遺跡については、
二次元バーコードを読み込みいただき、
北本市ホームページをご覧ください。



8 応募方法

「応募用紙」に必要事項を記入し、下記まで持参、郵送またはメールにてご提出ください。また、「応募用紙」には、作品の写真を必ず添付してください。なお、応募用紙は、北本市役所、北本市観光協会、市内公共施設で配布のほか、北本市観光協会ホームページからダウンロードできます。

(1) 住 所：〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 1-249
北本市観光協会 「きたもと縄文みやげ」開発コンテスト係
メール info@machikan.com

(2) 申込期限：令和6年12月31日（火） 当日消印有効

(3) 注意事項

- ・申込時には、作品の送付は不要です。
- ・出品料は無料です。

9 審査

(1) 審査員

- ・一次審査は、北本市特産品推進委員会による書類審査を行います。応募作品の中から、各部門3点を一次審査通過作品として選定します。
- ・二次審査は、次の審査員による実食・実見審査を行います。

北本市長	三宮幸雄 氏
北本市教育委員会文化財保護課参事	磯野治司 氏
北本市特産品推進委員会委員長	若山 晋 氏
文教大学国際学部国際観光学科専任講師	青木洋高 氏
北本市観光協会会長	安江 洋 氏
北本市商工会会長	福島忠夫 氏
JAさいたま役員	(調整中)
市民審査員	5名(別途、一般公募します)

(2) 審査方法

一次審査は、提出された書類をもとに審査を行います。

一次審査を通過した作品については、令和7年1月下旬に二次審査参加決定を通知するとともに、二次審査参加経費として5,000円を授与します。

二次審査は、各審査員で採点し、部門ごとに「最優秀賞」1点、「優秀賞」2点を選定します。

(3) 審査基準

条件	：出品条件をクリアしているか
特性	：北本の縄文時代をアピールできるか
創意工夫	：デザインやネーミング等に特徴があるか
商品化の可能性	：現実的に商品化できるか

市場性 : 実際に売れそうか

味（グルメの部のみ） : 味がよいか（二次審査の際に審査）

(4) 審査会

日時：令和7年3月1日（土）14:00～16:00（予定）

場所：北本市コミュニティセンター ホール

※審査会当日は、商品説明をしていただきます。また、グルメの部については、審査員に試食を提供していただきます。

10 搬入・展示・搬出

(1) 搬入日時：令和7年3月1日（土）12:00～13:00

(2) 搬出日時：令和7年3月1日（土）16:00～17:00

(3) 注意事項

出品者の責任において、コンテスト会場に搬入・搬出してください。

展示場所は商品の形状等を考慮し、事務局で指定します。

試食や展示に必要な食材や備品等は、各自でご準備ください。

試食品の調理は、コミュニティセンター調理室をお使いください。

試食を準備する際は、試食用の使い捨て皿等にあらかじめ小分けし、審査員には、個別で試食提供できるようにご準備ください。

審査に係る試食品や資料作成、搬入・搬出等の経費は、出品者の負担とします。

11 表彰

(1) 賞の概要

グルメの部とグッズの部の両部門で、以下の各賞を選定します。

・最優秀賞2点（各部門1点） 賞金10万円

・優秀賞4点（各部門2点） 賞金5万円

※審査結果によっては、該当なしの場合があります。

(2) 結果発表・表彰式

審査終了後に、結果発表及び表彰式を行います。受賞者には、賞状と賞金を贈呈します。

12 受賞商品のPRについて

(1) 受賞商品については、北本市や北本市観光協会のプレスリリース等で紹介します。

(2) 既存商品については、北本市観光協会では販促支援を行います。

支援内容としては、イベントでの出店支援（北本市観光協会ブースでの販売等も含む）、地場物産館「桜国屋」や&greenCAFEでの販売、北本市ふるさと納税返礼品への採用等を想定しています。

(3) これから商品化する商品については、北本市特産品推進委員会が商品化に向けて伴走支援を行います。

13 応募上の注意事項

- (1) 応募要領をよくお読みのうえ応募してください。応募者は、本要領の内容を十分に理解し、同意されたものとします。
- (2) 提出いただいた書類は返却しません。
- (3) 応募者の氏名、内容、応募のために提出された書類は、審査に関する事項を除き、原則非公開とします。
- (4) 審査内容、審査結果に対する個別の問合せには応じません。
- (5) 応募要領に対する違反、アイデアの盗用、その他不正があった場合には、失格や受賞取消し及び賞金の返還を求める場合があります。
- (6) 北本市暴対条例に抵触する場合は応募を受け付けません。
- (7) 作品に表示する文字・画像デザインのフォント・書体・色のバリエーションについては、まとめて1つの作品とします。
- (8) 複数の応募も可能ですが、1応募者につき1点までを一次審査通過作品とします。

問合せ先

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 1-249

北本市特産品推進委員会事務局（NPO 法人 北本市観光協会内）

電話：048-591-1473

メール：info@machikan.com

北本市民審査員について

「きたもと縄文みやげ」開発アイデアコンテストの二次審査にご協力いただける「北本市民審査員」を募集します。

- (1) 応募及び定員：市内在住で令和7年3月1日（土）に開催する、コンテストの二次審査に審査員として参加できる北本市民 5名
- (2) 募集〆切：12月31日（火）必着
- (3) 応募方法：申込フォームに必要事項を記入し、申込してください。応募者多数の場合は、抽選となります。抽選結果は、後日メールにてお伝えします。

市民審査員申込みフォームはこちらから→

